

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年 10月 21日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400184 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400074 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成27年12月14日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成27年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「27年12月支給分賞与明細書」及び預金通帳（写）並びにB社から提出された「平成27年2回分賞与一覧表（個人別）」により、請求者は、請求期間にA社から25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額25万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記賞与の支払年月日については、預金通帳（写）により確認できる振込日から、平成27年12月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月14日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受）第 2300431 号  
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（国）第 2400031 号

## 第1 結論

平成5年7月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和44年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間： 平成5年7月から同年12月まで

私は、会社を退職する際にもらった退職後に必要な手続のリストに従い、平成5年7月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

平成5年11月\*日に結婚式を挙げ、A市の実家からB市C区へ転居した後、時期は覚えていないが、父から電話で、私の国民年金保険料を代わりに支払ったと言われたことは、はっきり覚えているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、父親が、D信用金庫（現在は、E信用金庫）F支店又はG銀行の窓口で納付した旨陳述しているところ、同支店の担当者は、請求期間に係る資料は保存期間経過により保有していない旨陳述している上、同銀行は、領収済通知書の調査が可能な期間は直近5年であることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者の父親は、請求者の国民年金保険料の納付方法及び納付頻度について、自身が経営する会社の従業員に係る厚生年金保険料及び健康保険料と併せて、納付書により毎月納付していた旨陳述している。しかしながら、請求者の父親の陳述に沿って保険料を納付したとすると、請求期間において、請求者及び従業員の保険料納付が複数回にわたり順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理に対して、行政機関において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市及びB市C区は、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は、保存期間経過のため保有していないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。